

【特別調査事項２】情報公開審査会への諮問関係

○ 平成 16 年 3 月 31 日現在、情報公開審査会に諮問していない不服申立て事案のうち、不服申立てを受けてから 3 か月以上経過しているもの

行政機関	受付年月日	対象文書等	諮問までに長期を要している理由等
内閣官房	H15.03.04	WG-2 第 1 回会合配布資料	所掌する事務が繁忙を極めたほか、新たな開示請求や諮問済案件に関する検討に相当の時間を要したため、不服申立てを受け付けた後、諮問の可否等の検討を十分に行うことができなかったため。
	H15.04.14	北朝鮮による地对艦ミサイルの発射に関連して収集及び作成した文書	所掌する事務が繁忙を極めたほか、新たな開示請求や諮問済案件に関する検討に相当の時間を要したため、不服申立てを受け付けた後、諮問の可否等の検討を十分に行うことができなかったため。
	H15.05.14	WG-2 第 1 回会合の会議議事概要	所掌する事務が繁忙を極めたほか、新たな開示請求や諮問済案件に関する検討に相当の時間を要したため、不服申立てを受け付けた後、諮問の可否等の検討を十分に行うことができなかったため。
	H15.05.14	WG-2 第 1 回会合配布資料	所掌する事務が繁忙を極めたほか、新たな開示請求や諮問済案件に関する検討に相当の時間を要したため、不服申立てを受け付けた後、諮問の可否等の検討を十分に行うことができなかったため。
	H15.07.01	「ワールドカップサッカー開催自治体における BC テロ対処図上訓練」等	所掌する事務が繁忙を極めたほか、新たな開示請求や諮問済案件に関する検討に相当の時間を要したため、不服申立てを受け付けた後、諮問の可否等の検討を十分に行うことができなかったため。
	H15.07.15	「米国等によるイラクに対する武力行使について」等	所掌する事務が繁忙を極めたほか、新たな開示請求や諮問済案件に関する検討に相当の時間を要したため、不服申立てを受け付けた後、諮問の可否等の検討を十分に行うことができなかったため。
	H15.12.26	第 3 回国防会議関係資料	所掌する事務が繁忙を極めたほか、新たな開示請求や諮問済案件に関する検討に相当の時間を要したため、不服申立てを受け付けた後、諮問の可否等の検討を十分に行うことができなかったため。

行政機関	受付年月日	対象文書等	諮問までに長期を要している理由等
内閣府	H15.11.26	「「諮問事件進行管理表」掲載「申立てによる意見書等の提出」及び「職権による意見書等の提出」の根拠となる法令のすべて」	内部で検討を行っていたため。
宮内庁	H15.06.06	平成 14 年 9 月から 12 月までに宮内庁病院に納入された風邪（インフルエンザを含む。）の治療薬（予防薬を含む。）の商品名及び納入実数が判明する文書	諮問するための事務作業に時間を要した他、担当部局が繁忙であったため。
	H15.08.13	侍従職日記（昭和 20 年 8 月）	不開示とした部分についての再検討に時間を要した他、担当部局が繁忙であったため。
	H15.10.24	昭和 22 年ヴァイニング夫人契約書関係文書	諮問するための事務作業に時間を要した他、担当部局が繁忙であったため。
	H15.11.14	内廷費において 1 年間の支出額と残高がわかる文書	他の所掌事務が繁忙を極めたことにより、諮問するための事務作業に時間を要したため。
警察庁	H15.01.06	1 警視庁（機動隊分）及び長崎県警察本部に係る平成 7 年度の総理府所管一般会計の計算証明書類 2 警視庁（機動隊分）に係る平成 8 年度の総理府所管一般会計の計算証明書類 3 警視庁（機動隊分）及び熊本県警察本部に係る平成 9 年度の総理府所管一般会計の計算証明書類 4 警視庁（機動隊分）に係る平成 10 年度の総理府所管一般会計の計算証明書類 5 警視庁（機動隊分）に係る平成 11 年度の総理府所管一般会計の計算証明書類 6 警視庁（機動隊分）に係る平成 12 年度の総理府所管一般会計の計算証明書類	本件 6 件の部分開示決定に係る対象文書はいずれも警視庁その他の県警察本部に係る総理府所管一般会計の計算証明書類であり、合計で約 20 万枚と著しく大量であり、多岐にわたる不開示部分及び不開示理由について、諮問するに際し、慎重な検討を要しているため。

行政機関	受付年月日	対象文書等	諮問までに長期を要している理由等
防衛庁	H15.04.01	航泊日誌【9件】	不開示の妥当性について、関係機関との調整を含む慎重な検討を行う必要があるため。
		潜水艦救難作戦教範	
		潜航教範	
		BMD 研究成果概要等	不開示の妥当性について、不開示内容を再精査する等、慎重な検討を行う必要があるため。
	H15.04.15	第2科情報資料	不開示の妥当性について、関係機関との調整を含む慎重な検討を行う必要があるため。
		バイオテロ図上訓練	
	H15.05.02	自艦隊（作）第27号（15.1.14）	不開示の妥当性について、関係機関との調整を含む慎重な検討を行う必要があるため。
	H15.05.07	在日米軍資料	行政文書の存在の再確認の調査、関係機関との調整を含む慎重な検討を行う必要があるため。
	H15.05.07	北の対艦ミサイル発射	不開示の妥当性について、関係機関との調整を含む慎重な検討を行う必要があるため。
	H15.05.19	警察との共同図演文書一覧	
		広報活動結果一覧	行政文書の存在の再確認の調査、関係機関との調整を含む慎重な検討を行う必要があるため。
	H15.06.03	BMD海外調査報告	不開示の妥当性について、不開示内容を再精査する等、慎重な検討を行う必要があるため。
		BMD研究成果概要	
		規律違反申立調査結果	不開示の妥当性について、類似案件の答申結果を踏まえた慎重な検討を行う必要があるため。
	H15.06.10	有事法制検討資料	文書特定の妥当性について、慎重な検討を行う必要があるため。
	H15.06.24	イージス艦派遣・検討全文書	不開示の妥当性について、関係機関との調整を含む慎重な検討を行う必要があるため。
		駐在武官等との接触	不開示の妥当性について、不開示内容を再精査する等、慎重な検討を行う必要があるため。

行政機関	受付年月日	対象文書等	諮問までに長期を要している理由等
防衛庁	H15.07.08	生物兵器対処委員会	不開示の妥当性について、関係機関との調整を含む慎重な検討を行う必要があるため。
		投稿に際して、通知文書に基づく届出はないとする主張の根拠となる文書	類似案件が現在諮問中であり、答申結果を踏まえた慎重な検討を行う必要があるため。
	H15.07.14	地对艦ミサイル関連全文書	文書特定の妥当性について、慎重な検討を行う必要があるため。
	H15.07.29	情報本部分析部「一般分析」最新版	不開示の妥当性について、関係機関との調整を含む慎重な検討を行う必要があるため。
	H15.08.20	「対空」03年5月号～最新号	類似案件が現在諮問中であり、答申結果を踏まえた慎重な検討を行う必要があるため。
	H15.08.20	陸自防衛諸計画作成達の制定趣旨等通達	不開示の妥当性について、関係機関との調整を含む慎重な検討を行う必要があるため。
		NMD関連資料	不開示の妥当性について、不開示内容を再精査する等、慎重な検討を行う必要があるため。
		2000年多国間BMDカンファレンス出張報告	
		BMD関連資料	
		BMD関連資料	
	H15.08.29	保全期報	不開示の妥当性について、関係機関との調整を含む慎重な検討を行う必要があるため。
		情報月報	
		統幕保全規則	
	H15.09.08	船舶検査活動に係る武器使用訓令等	不開示の妥当性について、不開示内容を再精査する等、慎重な検討を行う必要があるため。
		被災民救援活動に係る武器使用訓令等	
		自衛隊の施設警護のための武器使用訓令	
		在外邦人等の輸送に係る武器使用訓令	
		海上における警備行動に関する訓令	
		武器等の防護に関する訓令	

行政機関	受付年月日	対象文書等	諮問までに長期を要している理由等
防衛庁	H15.09.25	「計画についての検討」全文書	不開示の妥当性について、不開示内容を再精査する等、慎重な検討を行う必要があるため。
		「総理に対して報告」全文書	
		「共通の基準及び実施要領等」全文書	
	H15.10.14	戦闘施設マニュアル幹部・陸曹用	不開示の妥当性について、関係機関との調整を含む慎重な検討を行う必要があるため。
		陸幕運第4号別冊「災害派遣の参考」	
	H15.10.14	平成13年度陸上警備年報	不開示の妥当性について、関係機関との調整を含む慎重な検討を行う必要があるため。
	H15.10.15	平成15年4月～6月までの広報活動実施結果一覧	行政文書の存在の再確認の調査、関係機関との調整を含む慎重な検討を行う必要があるため。
		画像情報に係る防衛秘密保護通達	不開示の妥当性について、関係機関との調整を含む慎重な検討を行う必要があるため。
		電波情報等に係る防衛秘密保護通達	
		防防調第9121号(14.10.30)	不開示の妥当性について、不開示内容を再精査する等、慎重な検討を行う必要があるため。
	H15.10.28	海上警備行動内訓の運用について（通達）	不開示の妥当性について、関係機関との調整を含む慎重な検討を行う必要があるため。
	H15.11.11	超過勤務時間記録簿記入要領等	行政文書の存在の再確認の調査、関係機関との調整を含む慎重な検討を行う必要があるため。
		平成14年度超過勤務時間記録簿	不開示の妥当性について、関係機関との調整を含む慎重な検討を行う必要があるため。
	H15.11.13	イラク関連事案等緊急対策本部会議	不開示の妥当性について、不開示内容を再精査する等、慎重な検討を行う必要があるため。
		陸自研究本部「第1回研究本部セミナー」	不開示の妥当性について、関係機関との調整を含む慎重な検討を行う必要があるため。
	H15.11.26	能登半島不審船事案行動報告等	行政文書の存在の再確認の調査、関係機関との調整を含む慎重な検討を行う必要があるため。

行政機関	受付年月日	対象文書等	諮問までに長期を要している理由等
防衛庁	H15.11.27	自衛隊施設等への不法侵入措置に関する長官指示	不開示の妥当性について、不開示内容を再精査する等、慎重な検討を行う必要があるため。
		協力支援活動等に係る武器使用内訓等	不開示の妥当性について、関係機関との調整を含む慎重な検討を行う必要があるため。
	H15.12.15	ゴランPKO武器使用通達	不開示の妥当性について、不開示内容を再精査する等、慎重な検討を行う必要があるため。
		防衛・警備等計画長官指示(14年度8号)	
		防衛・警備等計画長官指示(14年度12号)	
法務省	H15.04.07	診療結果報告書（平成14年1月～10月分）	不服申立てがあった文書は膨大であるところ、既に情報公開審査会へ諮問したこれまでの不服申立て事案で開示相当と判断された部分について、同様の部分を新たな開示部分として検討しており、事案の分析に時間を要しているため。
		制止等措置状況報告書（平成13年）（平成14年1月～10月） 【2件】	
	H15.04.09	被収容者診療簿（平成14年4月～9月分）	
		戒具使用に係る記載のある日の看守勤務日誌	
	H15.05.28	職権表示登記書類に関する文書	本件文書は、いずれも表示に関する登記における職権表示登記書類であるところ、不動産登記法に基づいて公開すべきものか（H15.8.14 受付事案の取扱い）、情報公開法に基づいて公開すべきものか（H15.5.28 受付事案の取扱い）について法的な判断を必要としていたものであり、また、過去の情報公開審査会の判断に照らして全部開示とすべきか否か、慎重に検討を重ねているため。
	H15.08.14	岡山県浅口郡寄島町の土地について、登記簿を閉鎖し地図上から削除した根拠となる登記申出書及び地積の訂正をした根拠となる立件調書	
	H15.09.16	兵庫県揖保郡太子町地区に係る調査図素図及び調査票	
	H15.10.01	福岡拘置所1F電灯設備図	長期にわたり多数の不服申立てが集中して出され、各不服申立ての審理及び情報公開審査会対応等に時間を要したため。

行政機関	受付年月日	対象文書等	諮問までに長期を要している理由等
法務省	H15.10.17	平成 15 年東京拘置所職員氏名と所属部署	長期にわたり多数の不服申立てが集中して出され、各不服申立ての審理及び情報公開審査会対応等に時間を要したほか、本件不服申立てに係る追加文書の特定に当たって処分庁等との調整・審理に時間を要したため。
	H15.12.10	福岡拘置所動体管理システム運用記録簿	長期にわたり多数の不服申立てが集中して出され、各不服申立ての審理及び情報公開審査会対応等に時間を要したため。
法務省（司法試験管理委員会）	H15.07.29	平成 13 年度論文式試験採点表（受験者を識別するための記号・番号及び得点欄に 0 点の記載がある部分）	関連する別件について行政訴訟が提起され、法務省において平成 16 年 1 月不開示決定の見直しを行い、2 月相手方の訴えの取下げで終結したところ、本件も、同訴訟と本件との相違点、類似点について整理を行い、諮問の要否について慎重な検討を行っているため。
		平成 13 年度出願者データ（論文式試験の総合得点が、128.14 である受験者に係る「論文式試験の科目別得点」）	本件と関連する別件について行政訴訟が提起されており、裁判が係属中であることから、その状況を見極めた上で本件の処理方針について慎重に検討を重ねているため。
外務省	H15.04.01	1951 年から 65 年にかけて日本と韓国の間で 7 次にあつて行われた日韓国交正常化交渉（日韓会談）のうち、第 1、2、4、5、7 次の日韓交渉に関するそれぞれの議事録、速記録、覚書、確認書、メモ、報告書など関係文書一切（図画、電磁的記録を含む）(1)、(2)、(3) 【3 件】	法第 11 条を適用し、数次に分けて決定を行ったが、このうち、2 回目、3 回目、4 回目の決定に対する異議申立てであり、最終の決定をし、それに対する異議申立てを待って、併せて諮問の検討を開始したため。
	H15.04.08	1958 年 12 月 6 日に東京で行われた岸首相とマッカーサー大使との会談の内容・経過・合意事項を一問一答式に記した議事録・会談録、この種の議事録・会談録が存在しない場合は、文書名の如何を問わず、会議の内容の全部または一部を記した覚書、報告書などの文書（会談の様子を録音、撮影した図画・電磁的記録を含む。会談で米国側に交付し、米国側から交付された文書・図画、並びに会談で閲覧され、合意された文書・図画を含む）	担当部署の業務が著しく繁忙であったため。

行政機関	受付年月日	対象文書等	諮問までに長期を要している理由等
外務省	H15.10.09	「北朝鮮 1」。	法第 11 条を適用して「相当の部分」について行った決定に対する異議申立てであり、「残りの部分」について決定後、これに対する異議申立てを待って（又は申立期間を経過した時点で）、諮問の検討を行うこととしている。
	H15.10.16	1967 年 8 月 22-23 日の日米安全保障高級事務レベル協議（S S C）に関する文書（日米協議の記録を含む）	担当部署の業務が著しく繁忙であったため。
		1968 年 1 月 22-23 日に開催された日米安全保障協議高級事務レベル会議の議事録及び同会議のために用意された関連文書	
		1967 年 5 月 25-26 日の日米安全保障協議高級事務レベル会議の議事録。	
	H15.11.11	平成 11 年度の在仏日本国大使館における便宜供与に係るファイルのうち、「便宜供与」ファイル以外のファイルの中の、国会議員に対する便宜供与に係るすべての文書	事実関係について、在外公館に確認するのに時間を要したため。
	H15.12.23	1957 年 4 月から、岸首相が訪米する 6 月 16 日までの間、同訪米に向けて岸首相とマッカーサー米駐日大使との間で行われたすべての会談の内容・経過・合意事項を一問一答式に記した議事録・会談録、この種の議事録・会談録が存在しない場合は、文書名の如何を問わず、会議の内容の全部または一部を記した覚書、報告書などの文書（会談の様子を録音、撮影した図画・電磁的記録を含む。会談のために米国側に交付し、米国側から交付された文書・図画、並びに会談で閲覧され、合意された文書・図画を含む）	異議申立書に不備があり、その確認及び補正に時間を要したため。

行政機関	受付年月日	対象文書等	諮問までに長期を要している理由等
厚生労働省	H15.07.22	医薬品再審査申請資料	企業への確認に時間がかかった。
		医薬輸入商品申請書	
	H15.07.29	医療用具輸入申請書	
	H15.09.01	医薬品製造承認申請書	
	H15.10.31	卒業証明書等	諮問準備中に類似の答申がでたため、判断の変更を行った。
	H15.11.17	発達障害児への支援内容がわかる文書	対象文書の探索を再度行った。
	H15.11.20	人事記録	担当者が交代し引継が不十分であった。
	H15.12.17	労働者派遣事業計画書【5件】	事業場の確認に時間がかかった。
	H15.12.22	中央薬事審議会の議事録	対象文書の探索を再度行った。
		災害調査復命書	新たに開示する部分の調整に時間を要した。
社会保険庁	H14.12.03	社会保険中央病院大久保看護婦宿舍建て替えに関する書類	関係部署との調整を行っていたため。
	H15.06.12	平成15年4月8日青社発第535号及び第536号の傷病手当金支給決定に係る行政文書	
	H15.12.22	(株)フジカ工業に係る健康保険・厚生年金保険新規適用届・全喪失届・現在の社会保険加入状況が分かるデータを打ち出したもの	
国土交通省	H14.12.27	ACAS 及び RA 報告事例（平成6年から13年に係るもの）	同一の内容を含む文書について、先に情報公開審査会で審議されていた別件の異議申立て事案における判断の整合性を見極める必要があるため。
	H15.04.21	特定新聞の特定記事に関して関係する機関、団体等に発した通知等	開示請求のあった文書の存否を再度確認するとともに、不開示とした部分の開示可否を再度検討するのに時間を要しているため。
	H15.04.24	各地方運輸局に係る特定新聞の特定記事に関する収集及び作成した文書（各地方運輸局が行った処分に対する審査請求） 【計9件】	同一内容について同時期に提起された計9件にわたる審査請求であり、各処分庁ごとに行った開示決定等に至る事務手を仔細に調査、確認する必要があるため。

行政機関	受付年月日	対象文書等	諮問までに長期を要している理由等
国土交通省	H15.07.09	内閣府市場開放問題苦情処理対策室(OTO)から通知された特定事案に係る検討資料等一切の文書	対象文書には、個人情報が多く含まれており、個人情報保護等の観点から開示の可否について慎重な検討が必要であるため、また、法人情報についても不開示とした部分について再検討しているため。
	H15.07.18	平成 14 年度紀宝バイパス成川地区用地調査報告書（平成 15 年 3 月）	当該文書には、個人に関する情報が記載されており、個人情報の保護、開示することによる今後の諸事業への影響等を勘案しつつ開示範囲を拡大することについて慎重に検討を行なっているため。
		平成 14 年度管内トンネル施工法検討業務委託報告書（平成 15 年 3 月）	
		平成 14 年度管内環境調査業務委託報告書（平成 15 年 3 月）	
		平成 14 年度紀宝バイパス上地地区予備設計業務委託報告書及び設計図（平成 15 年 3 月）	
		平成 14 年度飯盛地区設計業務委託報告書及び設計図（平成 15 年 3 月）	
	H15.09.10	中小企業等協同組合の役員名簿等	個人に関する情報及び法人等に関する情報について、開示することによる今後の組合事業への影響等を勘案しつつ開示可否について、慎重に検討しているため。
	H15.09.19	石川運輸支局において平成 1 3 年度に継続検査を受検した特定の自動車に係る継続検査書	提出があった異議申立書の補正手続き（不服申立ての内容の確認）等に時間を要しているため。
	H15.10.07	平成 1 6 年度新規着工要求施設に関する資料	文書の不存在に対する審査請求であるため、当該文書の探索作業など事実関係に係る確認作業に時間を要しているため。
	H15.10.16	平成 9 年度下期に貨物自動車運送事業者に関する苦情を石川陸運支局（現石川運輸支局）に寄せたものに対して支局が調査した書面	審査請求書に係る対象文書中に含まれる個人情報の取扱いについて慎重に検討する必要があるため。
	H15.10.23	新桜宮橋下部工事に係る書類全て	審査請求であるため、審査請求人への弁明書の送付やそれに対する審査請求人からの反論書の提出手続に時間を要したため。

行政機関	受付年月日	対象文書等	諮問までに長期を要している理由等
国土交通省	H15.10.24	特定の地番に係る土地の土地売買契約書及び土地所有権移転登記嘱託書	特定の個人が所有する土地に係る情報であるため、不開示とした部分に係る開示可否について慎重に検討する必要があるため。
	H15.11.21	特定の個人が平成 15 年 5 月 29 日に苦情申告を行い、近畿運輸局が近鉄バス(株)より提出を受けた点呼簿、乗務記録表の写し	審査請求であるため原処分庁及び審査請求人から意見等を聴取する手続きに時間を要しているため。
		平成 15 年 5 月 4 日に事故のあった近鉄バス(株)の特定の車両に係る事故報告書の写し	
	H15.11.27	平成 16 年度予算要求資料（高松港多目的国際ターミナル）関係資料	文書の不存在に対する審査請求であるため、当該文書の探索作業など事実関係に係る確認作業に時間を要しているため。
海上保安庁	H15.05.08	平成 11 年 7 月 5 日付け酒保警第 171 号「不審船対応訓練における小銃、機銃及び射撃訓練報告書の提出について」	各種事案対応等による業務の絶対量が多いことに加え、論点整理を行うに際し、地方支分部局との調整等に時間を要したため。
		「不審船対応訓練について（報告）」さんべ	
		「不審船対応訓練について（報告）」やなかぜ	
		「不審船対応時の報告について」	